

後期高齢者医療被保険者証などを送付

●毎年8月1日に更新します

新しい被保険者証を7月中旬に送付します。8月以降も対象となる方には、限度額適用・標準負担額減額認定証(①)、限度額適用認定証(②)と一緒に送付します。

①は世帯員全員が住民税非課税の方に送付し、②は同世帯の後期高齢者医療被保険者の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方に送付します。

8月からは新しいものを医療機関に提出してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の前年中の所得により算出された今年度の住民税課税所得額および前年中の収入額をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正により、年度途中でも変更されることがあります。また、医療機関ごとに1カ月間の窓口での支払額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。

①の方は、入院時の食事代なども減額されます。

②に該当する方で申請していない場合は、市役所3階医療保険課に申請してください。

▼申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑

●保険料額決定通知書を送付

令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料の計算方法などは広報みき4月号11ページをご覧ください。

問・申請

・(市)医療保険課 福祉医療係
 ・(県)後期高齢者医療広域連合 コールセンター
 ☎078-326-2021



7月から福祉医療費受給者証を更新

6月下旬に対象者へ福祉医療費受給者証を送付しています。医療機関や薬局には、7月から新しい受給者証を提示してください。また、期限切れの受給者証は破棄してください。

福祉医療制度では、年齢、障がいなどの要件や所得要件を満たす方に医療費の一部を助成します。

▼助成範囲

・医療費の自己負担額(3割など)から一部負担金を除いた額

・0歳児から中学3年生は医療費の全額(保険適用外や日本スポーツ振興センター学校災害給付を受ける時、他の公費などから給付のあるものは対象外)

初めて申請される方は問い合わせてください。申請により受給者証を交付します。

問・申請(市)医療保険課 福祉医療係

	対象者(市内に住所があり、国保、社保などの健康保険加入者)	所得制限
高齢期移行者医療	65歳～69歳で世帯全員が市民税非課税の方	所得制限があります。詳しくは、問い合わせてください。
乳幼児等医療	0歳児～中学3年生	なし
母子家庭等医療	母子・父子家庭の母父、その児童ならびに遺児(18歳の3月末まで。高等学校など在学习中の場合は20歳到達月まで)	児童扶養手当法に基づく所得制限があります。詳しくは、問い合わせてください。
重度障害者医療	身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満
高齢重度障害者医療	後期高齢者医療制度に加入し、重度障害者医療と同要件の方	

7月は国民年金保険料免除の更新月

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが難しい場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

令和2年度(令和2年7月分～令和3年6月分)の免除などの受付は7月から始まります。

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じることがありますので、すみやかに申請してください。

▼必要なもの 年金手帳、印鑑

- ・失業した方…雇用保険被保険者離職票など
- ・倒産した方…廃業届(受付印のあるもの)など
- ・個人番号による申請をする方…マイナンバーが確認できるもの、運転免許証などの顔写真付きで本人確認ができるもの

▼継続申請している場合

令和元年度に全額免除または納付猶予を認められた方が、令和2年度以降も継続の希望をしていた場合は、申請は不要です。

9月末までに明石年金事務所から、該当の方には「期間延長承認通知書」、該当しない方には「期間延長不該当通知書」のほか、後日「納付書」が送付されます。

なお、該当しない方でも一部免除を希望する場合は、改めて申請をしてください。

新型コロナウイルスの感染防止のため、郵送での申請を活用してください。

問・申請(市)市民課 年金係

65歳以上の方へ

介護保険料の決定通知書を送付

65歳以上の方に、本年度の介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。

年金からの天引き以外の方で納付書が同封されている方は、納期限までに、お近くの金融機関などで納めてください。

普通徴収(納付書払)の方の第1期納期限は7月31日です。納付には便利な口座振替をご利用ください。

問(市)介護保険課 保険給付係



新たに65歳になれる方へ

介護保険被保険者証を送付

65歳になられる月に「介護保険被保険者証」(桃色)を送付します。今後、要介護認定の申請や介護サービスの利用の際に必要となりますので、大切に保管してください。

▼7月中に送付する方

昭和30年7月2日～8月1日生まれの方(既に交付済みの方などは除く)

▼介護保険料について

65歳になると、全ての方が第1号被保険者になり、市に介護保険料を納めていただきます。

初めのうちは、年金からの天引きにはなりません。市で計算後に、介護保険料決定通知書ともに納付書を送付しますので、納期限までにお近くの金融機関などで納めてください。

問(市)介護保険課 保険給付係

